

議案第26号

愛西市介護保険条例の一部改正について

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年5月25日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、保険料の減免に関する手続の特例を定めるため必要があるからである。

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度の保険料の減免に関する手続の特例）

第12条 令和8年度分の保険料について、市長が、当該第1号被保険者が第11条第1項第5号に該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると認める場合における第12条第1項の規定による減免については、同条第2項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。